

## 貯蓄預金規定

### 1. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して通帳とともに提出してください。

### 2. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。

(2) ①この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）を30万円としたこの預金の場合は、適用する利率は次のとおりとします。なお、金利は金融情勢に応じて変更します。

A. 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

B. 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

②基準残高を10万円としたこの預金の場合には、適用する利率は次のとおりとします。なお、金利は金融情勢に応じて変更します。

A. 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

B. 每日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

### 4. (未利用口座管理手数料)

(1) 当組合が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは未利用口座管理手数料以外の払い戻しがない場合には、未利用口座となります。

(2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

(3) この預金口座が未利用口座となり、かつ当組合の定める所定の取引がない場合や、残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。未利用口座管理手数料に係る領収書の発行は行いません。

(4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。

- (5) 前号にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座に付随している場合には、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者に通知することなく解約することができるものとします。
- (6) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約された口座の再利用はできません。

この預金には、本規定のほか、「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以上  
(2025/10/01 現在)